

保護者の皆様

安城市立安城北中学校長 香村 直廣

弾道ミサイル等発射によるＪアラート発令の際の生徒の登下校等について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日ごろは、本校の教育に対しまして、温かいご理解・ご協力を賜りまして心より感謝申し上げます。

さて、愛知県に対してＪアラートが発令された場合、安城市内小中学校における「発令時」・「発令中」・「着弾時」の対応について、生徒の登校前、登下校時、在校時の状況に応じて下記のようにすすめてまいりますので、ご理解の上ご協力くださいますようお願いいたします。

記

【Ｊアラート発令時の生徒の対応】

1 登校前

- ・Ｊアラートを察知した際は、直ちに登校を見合わせ、建物内で安全を確保する。
- ・Ｊアラートを屋外で察知した際は、直ちに自宅に入り、建物内で安全を確保する。

2 登下校時

- ・Ｊアラートを察知した際、近くに建物がある場合は、住人に緊急事態であることを伝え、直ちに建物に入り、安全を確保する。
⇒このことについて学校は、市教委を通して町内会や子ども１１０番の家等と連携し、生徒の通学路付近の住民等に、有事の際の建物内への誘導に協力を仰ぎます。また、Ｊアラート発令時も登下校中の生徒に注意喚起をしていただくよう協力を仰ぎます。
- ・Ｊアラートを察知した際、近くに建物はないが身を隠せる場所がある場合、物陰に身を隠し、頭を保護するようにして、身の安全を確保する姿勢をとる。
- ・Ｊアラートを察知した際、近くに建物がなく、身を隠せる場所もない場合は、周囲の安全を確認し、直ちに地面に伏せて、頭を保護するようにして、身の安全を確保する姿勢をとる。

3 在校時

- ・Ｊアラートを察知した際、校舎内で活動中の場合は、教室の中央に机を集め、頭を保護するようにして机の下で安全を確保する。
- ・Ｊアラートを察知した際、体育館で活動中の場合は、直ちに校舎内に移動し、窓から離れた場所で、頭を保護する姿勢をとる。
- ・Ｊアラートを察知した際、運動場を含む屋外の学校敷地内で活動中の場合は、直ちに校舎内に移動し、窓から離れた場所で、頭を保護する姿勢をとる。
- ・Ｊアラートを察知した際学校敷地外で活動中の場合は、登下校時と同じ対応をとる。

【Ｊアラート発令中の生徒の対応】

1 登校前

- ・安全確認ができるまで、むやみに屋外へ出ず、自宅で待機する。

2 登下校時

- ・建物の中にいる場合は、安全が確認できるまで待機する。
- ・屋外にいる場合は、周囲の安全を確認しながら、頭を保護するようにして、身の安全を確保する姿勢を継続する。

3 在校時

- ・安全確認ができるまで校舎内のそれぞれの場所で、身の安全を確保する姿勢を継続する。
- ・学校敷地外で活動中の場合は、登下校時屋外にいる場合と同じ対応をとる。

＜裏面に続く＞

【Ｊアラート解除後の生徒の対応】

※Ｊアラート解除とは：「ミサイルが日本の領海外の海域に落下した場合」
「ミサイルが日本の上空を通過したことが確認された場合」

1 登校前

- ・始業時刻 2 時間前までに J アラートが解除された場合には、周囲の安全を確認しながら、平常通り登校する。
- ・始業時刻 2 時間前から午前 11 時までに J アラートが解除された場合には、周囲の安全を確認しながら、解除後 2 時間を目安に登校する。
- ・午前 11 時以降、J アラートが継続されている場合は、登校しない。

2 登下校時

- ・周囲の安全を確認しながら、登下校を継続する。
- ・安全確認が不十分な場合は身の安全を確保する姿勢を継続し、大人や教師の救助が来るまで待つ。

3 在校時

- ・周囲の安全を確認し、授業を再開する。

【弾道ミサイル着弾時の生徒の対応】

1 登校前

- ・日本の領土・領海に着弾した場合は、むやみに屋外へ出ずにそのまま待機し、その後の J アラートの確認を行う。
- ・日本の領土・領海以外に着弾した場合は、J アラート解除後の登校前の指示と同じ対応をとる。

2 登下校時

- ・建物の中にいて、日本の領土・領海に着弾した場合は、むやみに屋外へ出ずにそのまま待機し、その後の J アラートの確認を行う。
- ・屋外にいて、日本の領土・領海に着弾した場合は、その後の J アラートの指示を確認しつつ、口、鼻をハンカチで押さえ、できるだけ風上や建物の中へ移動して待機する。
- ・日本の領土・領海以外に着弾した場合は、J アラート解除後の登下校時の指示と同じ対応をとる。

3 在校時

- ・日本の領土・領海に着弾した場合は、その後 J アラートの指示を確認しつつ、口、鼻をハンカチで押さえ、教室へ移動して待機する。
- ・日本の領土・領海以外に着弾した場合は、J アラート解除後の在校時と同じ対応をとる。

【日ごろより学校・家庭で行う生徒への指導】

1 情報察知の指導

- ・生徒は、テレビやラジオ、インターネットなどで異常を知らせる放送について理解する。
- ・生徒は、サイレンや放送で緊急情報が伝達されることについて理解する。

2 避難の指導

- ・生徒は、屋内では窓から離れ、頭を守る姿勢を身につける。
- ・生徒は、屋外では近くに建物がある場合、緊急時に中に入れてもらう依頼の仕方などの練習を行う（町内会や子ども 110 番の家等の協力をいただいた上で実施）。
※校内で行う場合は、校舎および教室や特別教室等を近くの建物と見立てて指導する。
- ・生徒は、近くに建物がない場合、屋外で身を守る姿勢を身につける。

（ 問い合わせ先 安城市立安城北中学校 教頭 電話：0566-75-3525 ）